

令和7年 2月 6日

国立大学法人群馬大学
学長 石崎 泰樹 殿

群馬大学医学部附属病院監査委員会

令和6年度第1回国立大学法人群馬大学医学部附属病院監査委員会の結果報告について

国立大学法人群馬大学医学部附属病院監査委員会規程第2条に基づき、下記のとおり監査を実施しましたので報告します。

I. 監査の時期

令和6年11月26日（火）15：30～17：40

II. 監査の会場

群馬大学医学部共用施設棟2階 病院大会議室

III. 監査の方法

管理者及び医療安全管理責任者等からの説明聴取及び資料閲覧等の方法により、監査を実施した。

IV. 監査委員

委員長 相馬 孝博

副委員長 神谷 恵子

委員 川原 武男

委員 中屋 光雄（委員は五十音順）

V. 監査事項

以下の事項について、病院からの説明及び資料提示を受け、確認を行なった。

- 1 副委員長の指名について
- 2 医療安全に係る業務の状況について
 - (1) インフォームドコンセント委員会の設置
 - (2) 医療安全週間
 - (3) 患者参加型医療推進委員会
 - (4) 医薬品安全情報
 - (5) 10年以上経過機器等の現況調査
 - (6) 高難度新規医療技術等審査状況

3 院内巡視

患者支援センター、外来棟（患者カルテ共有、IC録音）

VI. 監査の講評・意見

群馬大学医学部附属病院における、医療安全に係る業務の状況について、各責任者から報告を受けた結果、その業務が概ね適切に行われているものと認める。

以下について講評及び意見とする。

1. 監査委員会が適切に運営されるために、必要資料については、委員会前に確認が出来るよう十分な時間を持って事前配付をされたい。
2. 群馬大学の患者とのカルテ共有は、全国に先駆けた優れた取り組みであり、12月より外来を対象を広げられることは、さらなる進化として高く評価できる。
ただし閲覧可能時間の「1回につき30分まで」については、短いと感じる方もいると思うので、検討いただきたい。
3. インフォームドコンセント委員会の設置について説明を受け、医療安全管理部門本体の業務の整理を検討していることを確認した。設置の経緯として、医療の質・安全管理部長の業務軽減についてもあげられているため、必ずしも部長が委員である必要はないと考えられるので、規定の改正を検討いただきたい。
また同時に、院内の各委員会における委員の選任規定について、安全管理部長から安全管理部を代表する者とするよう検討をお願いしたい。
4. 医療安全週間について説明を受け、医療安全に対する意識の向上に努めていることを確認した。また、臨床教育の全般にわたって医療安全管理部門が非常に大きな役割を果たしているということも委員会として確認した。
患者参加型医療推進に向けたアンケートの推移については、次回監査委員会で掲示いただきたい。
5. 病院長への意見箱や患者さんの声への対応状況について、次回委員会で提示いただきたい。
6. 医療機器については、10年以上経過機器等現況について説明を受け、医療機器安全管理体制が適切に活動していることを確認した。今後については、補償期限や使用するパソコンOSなど調査内容を検討していただきたい。
7. 県立小児医療センターの再整備について説明を受けた。両施設が共同発展できるよう計画を進められたい。

以上